国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文

## 目次

$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
(第五条関係)	児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)(第四条関係)	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)(第三条関係)	国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)(第二条関係)	国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)(第一条関係)

 $\bigcirc$ 国家公務員退職手当法施行令 (昭和二十八年政令第二百十五号) (第一条関係)

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

診 休 職 月	条第三項に規定する配偶者同行休業人業に関する法律(平成二十五年法裁判所職員臨時措置法において準用裁判所職員臨時措置法において準用
そで伐 (4) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(生食は) はこれにはいる (はない) 若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する第七条第四項に規定する場合に該当するものを除
に我一等(に分文が葛三六二間三一の間葉に残ちにこにより現実に職務をとることを要しない期間のあつた七条第四項に規定する場合に該当するものを防く )	野別頁に見ぎて 2号子に変貨で 2228888888888888888888888888888888888
	まずこれが、対策では、まずには、10mmで
二十六年法律第二百九十九号)において準用する第二項(同法第十条及び裁判所職員臨時措置法(	る場合を含む。)に規定する自己啓発等休業(国(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準
第二条第五項に規定する自己啓発等休業(同法第発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五	第二条第五項(同法第十条及び裁判所職員臨時発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十
務をとることを要しない期間又は国家公務員の自っな事時によっている。	務をとることを要しない期間又は国家公務員の自
する事由告しくよこれっこ隼ずる事由こより現実年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に	する事由告しくよこれっこ準ずる事由こより現実年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に
定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二目第4系員治算百月307第一項だだし書者しく	定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二国第4務員治算百月第0万第一項だだし書者しく
国気公務員告等百人やの下等一頁に行いませい、定める休職月等とする。	国気公務員告等百人やの下等1頁に行ったい定める休職月等とする。
は、次の各号に掲げる	は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ
六条の四第一項に規定する政令で定める休職月)	第六条の四第一項に規定する政令で定める休職月略)
六条	六条
	団体等) (職員を休職させてその業務に従事させる法人その他の
改正前	改 正 後

除に間者十し な号職第行 い及務二休 期びを条業 間第と第に の三る二関 あ号こ項す つにとにる た規を規法 休定要定律 職すしす 月るなる平 等現い配成 を実期偶

ぞ等員第い°い同へて法公へ関るに現項に含項年休成 れにの六期でた法国準第務同す。係実の関む及法業三育く職の同五く そあ区条間を準第家用二員法る)るに規す。び律、年児 のつ分ののい用二公す十の第法又子職定る一裁第国法休 最て」四あうす十務る七育十律はが務に法の判百家律業 初はと第つ。る七員場条児八第育一をよ律規所九公第( の職い一た)場条の合第休条十児歳とる(定職号務百国該 休員う項休に合第育を一業の二短にる育平に員一員八会休と月り十配 。各職よを一児含項等規条時達こ児成よ臨第の号職職を等現 月区一号月り含項休む及に定第間しと休三る時三育一員月要へ実号者 等分がに等現む及業。び関に一動たを業年育措条児第の等し次に 実。び等)裁すよ項務日要を法児置第休三育 かが同掲 ら同一げ退に一裁にに判るるに、のしい律休法一業条児 順一のる職職の判関規所法勤規国属なう第業に項等第休 次の休職し務規所す定職律務定会すい。百及おしに一業 に休職員たを定職るす員第をす職る期以十びい同関項等 数職月の者とに員法る臨十含る員月間下一裁て法すのに え月等区がるよ臨律育時二む育のまへ同号判準第る規関 て等が分属こる時第児措条。児育で当じ)官用二法定するごあ(しと勤措二短置第)短児の該。第のす十律にる のとる以てを務置十時法一及時休期育)二育る七(よ法 月に休下い要を法二間に項び間業間児に条児場条平る律 数そ職ったし含に条勤お、国勤等に休よ第休合第成育 のれ月職法なむお、務い同家務に限業り一業を一三児平

ぞ等員第い。い同へて法公へ関るに現項に含項年休成 れにの六期でて法国準第務同す。係実の関む及法業三 そあ区条間を準第家用二員法る)るに規す び律、年児 のつ分ののい用二公す十の第法又子職定る一裁第国法休 最て」四あうす十務る七育十律はが務に法の判百家律業 。る七員場条児八第育一をよ律規所九公第( 初はと第つ の職い一た一場条の合第休条十児歳とる(定職号務百国 休員う項休に合第育を一業の二短にる育平に員 °各職よを一児含項等規条時達こ児成よ臨第の号職 月区ご号月り含項休む及に定第間しと休三る時三育ご員 等分がに等現む及業。び関に一動たを業年育措条児第の 実。び等)裁すよ項務日要を法児置第休三育 ら同一げ退に一裁にに判るるに、のしい律休法一業条児 順一のる職職の判関規所法勤規国属なう第業に項等第休 次の休職し務規所す定職律務定会すい。百及おへに一業 に休職員たを定職るす員第をす職る期以十びい同関項等 数職月の者とに員法る臨十含る員月間下一裁て法すのに え月等区がるよ臨律育時二む育のま、同号判準第る規関 て等が分属こる時第児措条。児育で当じ、官用二法定するのとる以てを務置十時法一及時休期育、二育る七(よ法 月に休下い要を法二間に項び間業間児に条児場条平る律 数そ職「たし含に条勤お、国勤等に休よ第休合第成育 のれ月職法なむおへ務い同家務に限業り一業を一三児平

等同あ数三 一るが分 の休あの 休職る一 職月とに 月等き相 、は当 等 が退 ` す な職こる いしれ数 休たをへ 職者切当 月がり該 等属上相 にしげ当 あてたす つい数る てた は職にに 当員な一 該のる未 休区ま満 職分での 月がに端

す休員のた規を な職こる職の区休定と 第 いしれ数月区分職する一 休たをへ等分が月るこ号 職者切当かが同等現とに 月がり該ら同一を実を規 等属上相順一の除に要定 にしげ当次の休く職しす あてたすに休職 。務なる )をい事 つい数る数職月 と期由 てた一数え月等 は職ににて等が退る間以 当員なーそごあ職この外 該のる未のとるしとあの 休区ま満月に休たをつ事 職分での数そ職者要た由 月がに端のれ月がし休に 等同あ数二ぞ等属な職よ 一るが分れにしい月り の休あのそあて期等現 休職る一のつい間へ実 職月とに最てたの前に 月等き相初は職あ号職 は当の職員つに務

> 等同あ数三 一るが分 の休あの 休職る一 職月とに 月等き相 等 は当 が退 す な職こる いしれ数 休たをへ 職者切当 月がり該 等属上相 にしげ当 あてたす つい数る てたご 数 は職にに 当員な一 該のる未 休区ま満 職分での

`す休員のた規を が退 な職こる職の区休定と 第 いしれ数月区分職する一 休たをへ等分が月るこ号 職者切当かが同等現とに 月がり該ら同一を実を規 等属上相順一の除に要定 にしげ当次の休く職しす 。務なる あてたすに休職 つい数る数職月)をい事 てた一数え月等 と期由 は職ににて等が退る間以 当員なーそごあ職この外 該のる未のとるしとあの 休区ま満月に休たをつ事 職分での数そ職者要た由 月がに端のれ月がし休に 等同あ数二ぞ等属な職よ 一るが分れにしい月り の休あのそあて期等現 休職る一のつい間へ実 職月とに最てたの前に 月等き相初は職あ号職 は当の職員つに務 月がに端

 $\bigcirc$ 国家公務員共済組合法施行令 (昭和三十三年政令第二百七号) (第二条関係)

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

地方の組合の組合員となつた者を除く。)	地方の組合の組合員となつた者を除く。)
第四十号)第十一条第一項の規定により派遣された者職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律)	第四十号)第十一条第一項の規定により派遣された者  職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律
三 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一名交流が遺職員	三 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一名交流が遺職員
ふど梳派遣璣員(成十一年法律第二百二十四号) 第八条第二項に規	ふど杭承遣強員(成十一年法律第二百二十四号)第八条第二項に規
二国と民間企業との間の人	二国と民間企業と
る者を含む。)	る者を含む。)
勤務職員(同法第二十二条の規定による勤務をし	勤務職員(同法第二十二条の規定による勤務をし
いる者又は同法第十三条第一	いる者又は同法第十三条第一項に規定する育児
律第百九号)第三条第一項の規定により育児休業を	律第百九号)第三条第一項の規定により育児休業を
国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年	国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年
条第一項の規定により派遣された者	条第一項の規定により派遣された者
に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)	に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処	国際機関等に
者	者
五十七号)第七条第五項の規定により休職者とさ	五十七号)第七条第五項の規定により休職者とさ
人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第	人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第
国家公務員法第百八条の六第五項又は特定独	国家公務員
を受けた者	を受けた者
九条又は第八十二条の規定によ	十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の
国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第	国家公務員法(昭和二十二年法律第百
掲げる者とする。	掲げる者とする。
ことを要しない国家公務員で政令で定めるものは	ことを要しない国家公務員で政令で定めるものは
第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服	第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服
_	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
改正前	改 正 後
(傍線部分は改正部分)	

几 一護 号士 職 第務 二経 条験 第に 七関 項す にる 規法 定律

几 配成の己成のす 六啓十五る平四 発 九 |十 員 休|法|公|業 律 公 職 年 補 第発二等 条休 第業 五に 項関 にす 規る 定法 す律 るへ 自 平

兀 同 第行 休 条業 第 四関 項す に る 規法 定律 す る平

五 ら十 第三 四号 号 の第

五

六 ま四 与 、い各目の又又家者十 歳ず第十 出る一号、予も号、 算のか第  $\mathcal{O}$ 常 勤 職 員

そ の法をついと勤よし 七 は国用国他第要たてさ務りな前の国で号国偶 又家項国家さ家の二す日十れし は公の家公れ公政条る以二、た常国号か一はは公同五国等年国護十判 第務規公務た務令第こ後月又日勤家にら般前第務行年家休法家士六事 十員定務員者員で一と引をは、職公掲俸会二 法定項とき超休法員務げ給計号六法業律務を第務務法及 第め第さ続え暇令に員るが又に号第を第月し四員従律び 六る一れきるをのつの者支は掲に二し七のて十の事第検 十者号で当に与規いう以給特げ掲条で十配い五自職百事 十者号で当に与規いり以和付け地へ、「関係」「関係を見して、例のでは、日本のでは、のれ会者の三の号者者、下、日本のでは、のれ会者の三の号者者、啓 十弁 一次定も務たれよめ財常る計に者項者 項にすの時もたりら務時者の準で第 、れ大勤 間の日 にでを勤て臣務 `含務いのに ょ りそむをる定服 勤の。要勤めす 務超しし務るる すえがな時とこる引い間こと こにきこ以ろを と至続と上に要

の掲る 規げ臨 定る時 に者に よと使 りす用 臨るさ れ 時 的 る に

2

2

六法に員の 号第よの育 二り配児 揭条臨偶休 る三的同等 者項に行に で第任休関 第十用業す 号さにる、れ関法 律 は十者る第 法七 律条 第第 七 条項

に げ第時者 号 又第たす 前三 号号に に 揭第 げ十

> 兀 新己成のするの 弁成 十弁 一護 号士 (\*) 職 第務 二経 条験 第に 七関 項す にる 規法

> > 定律

設啓十五る平四 発九 等年国護十判 休法家士六事 業律公職年補 を第務務法及 し四員従律び て十の事第検 い五自職百事 る号己員二の者) 啓 十弁 第発 条休 第業 五に 項関 にす 規る 定法 す律 るへ 自平

兀

ま四 `い各目の又又家 歳る第十 出も一号、予の号、 予の号 か第 ら十 第三 四号、 号 の第

六 与 算  $\mathcal{O}$ 常 勤 職 員

七 の法をついと勤よし 規国用国他第要たてさ務りな前の国で号国 定家さ家の二す日十れし `た常国号かーはは公 よ務た務令第こ後月又日勤家にら般前第務 り員者員で一と引をは、職公掲俸会号十員 法定項とき超休法員務げ給計に六法 第め第さ続え暇令に員るが又掲号第 六る一れきるをのつの者支はげに二 十者号て当に与規いう以給特る掲条 条はにい該至え定てち外さ別者げ第 規る勤つらに定、のれ会にる三 一次定も務たれよめ財常る計準者項 項にすの時もたりら務時者のずで第 、れ大勤 間の日 にでを勤て臣務 よ `含務いのに りそむをる定服 勤の。要勤めす 務超しし務るる すえがな時とこ るる引い間こと こにきこ以ろを と至続と上に要

ーそ に公れ公政条る以二 の掲る 規げ臨 元 る 時に 法 律 よと使 第 七 りす用 臨るさ 条 第 時 る 的 項 に

兀  $\mathcal{O}$ 号 国 又家 は公 第務 十員 六法 臨の 号第 時育 に 的児 揭条 に休 げ第 任業 る三者項 用等 さに で第 れ関 第十 たす 者る 号 又第 は十 前三 号号、 12 揭第 げ十

2~4 (略)	る者とする。	をしている者に準ずる者として組合の運営規則で定	第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学	又は教育公務員特例法(昭和二十四	項第一号から第四号まで、第四号の五若しくは第四	ことを要しない者で政令で定めるものは、第二条	四条の五 法第百二十四条の三に規定する常時勤務	四 国及び特定独立行政法人から給与を受けない者	準ずる
2~4 (略)		者として組合の運営規則で定める者	条第一項の規定により大学院修学休業をしてい	律	第一号から第四号まで若しくは第四号の五に掲げ	要しない者で政令で定めるものは、第二条	五 法第百二十四条の三に規定する常時勤	四 国及び特定独立行政法人から給与を受けない者	準ずるも

 $\bigcirc$ 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)(第三条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

設(イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五年法律第七十八国家公務員の配偶
等休業をしている者年法律第四十五号)第二条第五項に規定する自己	等休業をしている者年法律第四十五号)第二条第五項に規定する自己
国家公務員の自己	国家公務員の自己啓発等
となった者及び団体職員となった者を除く。)	となった者及び団体職員となった者を除く。)
組合の組合員となつた者、公立学校共済	組合の組合員となつた者、公立学校共済組合
号)第十一条第一項の規定により派遣された者 (	号)第十一条第一項の規定により派遣された者(
国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第	国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職
る者を含む。)	いる者を含む。)
間勤務職員(同法第二十二条の規定による勤務をし	勤務職員(同法第二十二条の規定による勤務をし
ている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短	いる者又は同法第十三条第一項に規定する育児短
律第百九号)第三条第一項の規定により育児休業を	第百九号)第三条第一項の規定により育児休業を
国家公務員の	国家公務員の育児
条第一項の規定により派遣された者	条第一項の規定により派遣された者
に関する法律(昭和四十五年法	に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処
を受けた者	を受けた者
十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の	十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の
国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号	国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)
、次に掲げる者とする。	、次に掲げる者とする。
勤務に服することを要する国家公務員に含まれるも	勤務に服することを要する国家公務員に含まれるも
の国家公務員で法第	の国家公務員で法第百
常時勤務に服することを要する国家公務員の取扱い)	常時勤務に服することを要する国家公務員の取扱い)
改 正 前	
(傍線部分は改正部分)	

八 七 + る勤至え定てりな 与 い前の国同  $\equiv$ も務つらに定 の時たれよめ常国号目の行 間者たりら時家にか一休 、れ勤公掲ら般業 にで日 を勤て務務げ俸会を る給も条第 りそ含務いに員る給計し 給与の第八 勤のむをる服の者が又 7 。 要勤すう以支はい 、 項に と関 ) し務るち外給特る すえ るるがな時こ しすそ第掲 のさ別者 こに引い間と総常れ会

を

こ後二

りる一で第四 8 算俸般政二 定給職令項 略しにのでの条 た相職定表 金当員め第前 額すのる二条 す る与には一号 てるの五げ 総法支号る 務律給の者 大第を項に 臣五受の係 の条け下る 定第る欄法 め一給に第 る項与掲百 方ににげ四 法規つる十 に定き給ニ よす 与条

> 六 七 る勤至え定てりな 与 `い前の国 も務つらに定 の時たれよめ常国号目の 間者たりら時家にか一 、れ勤公掲ら般 にで目 を勤て務務げ俸会 ょ りそ含務いに員る給計 勤のむをる服の者が又 要勤すう以支は 務超 ) し務るち外給特 すえ るるがな問こと `のさ別 に引い間と総常れ会 と至きこ以を務時る計 をつ続と上要大勤者の 要たいと勤す臣務 歳 す日てさ務るのに 出 る以十れし国定服 予 後二 た家めす 算 と引月又日公るる  $\mathcal{O}$ ときをはへ 務 لح 常 さ続超休法員 勤 れきえ暇令にろを 職 当るをのつに要 員 て

い該に与規いよし

と至きこ以を務時る計

要たいと勤す臣務

す日てさ務るのに

る以十れし国定服

と引月又日公るる

れきえ暇令にろを

て当るをのつに要

い該に与規いよし

とき続超休法員

つ続と上要大勤者の

た家めす

لح

出

予

算

 $\mathcal{O}$ 

常

勤

職

員

給

給

りる一で第四 算俸般政二十 定給職令項三 略しにのでの条 た相職定表 金当員め第前 額すのる二条 とる給も条第 す給与の第五 与には一号 、項に と関 しすそ第掲 てるの五げ 総法支号る 務律給の者 大第を項に 臣五受の係 の条け下る 定第る欄法 一給に第 る項与掲百 方ににげ四 法規つる十

第

(

2

に定き給

よす

、与条

 $\bigcirc$ 児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)(第四条関係)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
Ċ

2 (略)	2 (略)
者と	七号に掲げる者とす
準ずる者を除く。)並びに同項第六号及び第七号に掲	る者に準ずる者を除く。)並びに同項第六号及
号に掲げる者(同項第二号又は第四号の二に掲げる者	、同項第五号に掲げる者(同項第二号又は第四号の
、第三号、第四号及び第四号の五に掲げる者、同項第	第三号、第四号、第四号の五及び第四号の六に掲げ
令(昭和三十三年政令第二百七号)第二条第	(昭和三十三年政令第二百七号
政令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施	令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施
第四条 法第十七条第一項の表の第一号の上欄に規定す	条 法第十七条第一項の表の第一号の上欄に規定す
公務員の範	公務員の範
改正前	改正後

 $\bigcirc$ 独立行政法人の組織、 運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)(第五条関

係)

(傍線部分は改正部分)

同行休業をして国家公務員の配	第二条第五項に	国家公務員の自己	いる者を含む。)	勤務職員(同法第二十二条の規定に	いる者又は同法第十	第百九号)第三条第一項の規定によ	国家公務員の育児休業等に関する法	第一項の規定により派遣された者	等に関する法律(昭和四十五年法	国際機関等に派遣される一般職の国	休職者とされた者	三年法律第二百五十七号)第七条	特定独立行政法人の労働関係に関す	を受けた者	十九条又は第八十二条の規定によ	国家公務員法(昭和二十二年法律第	者とす	とを要しない職員で政令で定めるも	条 通則法第六十条第一項に規定す	勤職員の範	改 正 後
規定する配偶の円成二	定する自己	法律(平成十		る勤務をして	する育児短時	育児休業をし	(平成三年法		十七号)第二	公務員の処遇		項の規定に	法律(		又は停職の処	二十号)第七		は、次に掲げ	時勤務に服す 第		
設)	発等休業をしている者九年法律第匹十五号)	国家公務員の自己啓	いる者を含む。)	勤務職員(同法第二	ている者又は同法第十	律第百九号) 第三条第	□ 国家公務員の育児休	条第一項の規定により	等に関する法律(昭和	国際機関等に派遣さ	休職者とされた者	三年法律第二百五十	特定独立行政法人の	受けた者	十九条又は第八十二条	国家公務員法(昭和	者とする	とを要しない職員	条 通	勤職員の範	改
	二条第五項に規定する自	第一で第二日で 発等休業に関する法律(平成		十二条の規定による勤務を	三条第一項に規定する育児短	一項の規定により育児休業	業等に関する法律(平成三	派遣された者	四十五年法	れる一般職の国家公務員の		号) 第七条第五項の規定	に関す		の規定による休職又は	二十二年法律第百二十号)		政令で定めるものは、	一項に規定する常時勤務に		正前